

警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第41号)

配信日 平成24年1月5日

長崎県消費生活センターからの情報提供です。

市職員を装う電話勧誘販売にご注意！

—雲仙市消費生活センターからの情報提供—

11月下旬から12月下旬にかけて雲仙市役所の福祉課に80代3名から「市役所で健康調査をして、健康食品を勧めるのか」との情報提供があった。

〈相談内容〉

先日自宅に電話があり「雲仙市ですが、健康調査をしています。」と行政職員を思わせるように名乗り、通院している病院、持病、薬、体調などを聞かれ、その後、健康食品のサプリメントを勧められた。種類は“黒にんにく”で後日サプリメントのサンプルが送られてくるとのことだった。購入はしなかった。

★消費者センターからのアドバイス

- 1 通常、市役所が特定の健康食品の購入を勧めることはありません。不審な場合は、市役所に確認しましょう。
- 2 勧誘してくる業者の業者名・連絡先等を確認しましょう。
- 3 もしサンプルなど迷惑な配達物等が届けられた場合、受け取りを拒否することができます。ただし、開封してしまうと受け取りを拒否することができない場合もあるのでご注意ください。
(郵便物の場合は、開封後の受け取り拒否ができません。)
- 4 電話勧誘の場合、契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)